

福岡県生活安全課  
令和2年10月27日

性暴力根絶条例に基づく具体的施策の実施状況について

1 福岡県における性犯罪（強制性交等・強制わいせつ）の現状

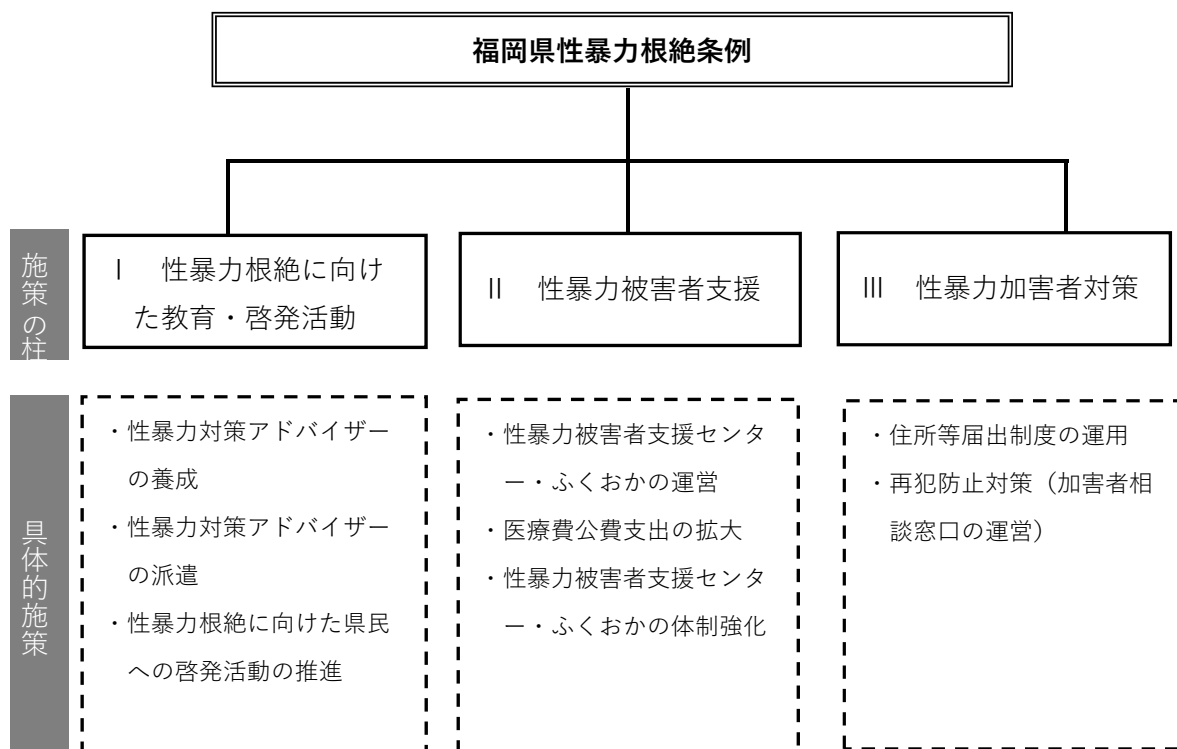
○令和2年上半期の性犯罪認知件数（暫定値）は105件。前年同期比23%減。

		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年 (上半期・暫定値)	前年同期比
刑法犯		46,619	42,126	36,701	34,520	13,853	-3,125 (-18.4%)
性 犯 罪	強制性交等	56	90	93	88	23	-20(-47%)
	強制わいせつ	379	321	288	233	82	-12(-13%)
	計	435	411	381	321	105	-32(-23%)
全国順位		6位	7位	8位	8位	-	-

○性犯罪被害発生率（人口10万人当たり認知件数）は、平成30年までの9年連続ワースト2位から令和元年は5位となったものの、依然として上位。

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
性犯罪被害発生率	8.54	8.03	7.44	6.26
全国順位	2位	2位	2位	5位

2 福岡県性暴力根絶条例に基づく具体的施策の施策体系



### 3 具体的施策の実施状況

#### I 性暴力根絶に向けた教育・啓発活動

##### ① 性暴力対策アドバイザーの養成

###### ア 性暴力対策アドバイザー養成講座の実施

- ・県臨床心理士会及び性暴力被害者支援センター・ふくおかから推薦のあった者が養成講座を受講
- ・受講者は、条例に規定された4つの教育分野（※）及び教育の方法についての講義を受講し、各講義の到達テストを受験
- ・全ての到達テストに合格した者に対し、修了証を交付
- ・修了証を交付した者のうち、アドバイザーとして活動する意向がある者について、委嘱状を交付
- ・令和2年度第1回実施では、既修了者も参加し、講義で使用するテキスト及び指導の手引きの解説及びロールプレイを実施

※条例に規定された4つの教育分野

- I 性差別等人権に関する教育
- II 体や性の仕組みに関する教育
- III 性に関する心理学的見地からの教育
- IV 性暴力及び性被害の実情等に関する教育

###### 【実施結果】

		受講者数	修了者数	委嘱者数
令和元年度第1回 (令和2年3月)	新規受講者	53人	49人	24人
令和2年度第1回 (令和2年10月)	新規受講者	27人	24人	(受付中)
	既修了者	(22人)	-	-
	計	80人	73人	24人

###### イ 今後の取組について

- ・今年度中にさらに1～2回程度養成講座を実施し、アドバイザー数を確保。
- ・既委嘱者に対するスキルアップ研修を実施し、アドバイザーの質を確保。

##### ② 性暴力対策アドバイザーの派遣

###### ア 新型コロナウイルス感染症に伴う実施方法等の変更について

- ・感染症対策として休校の対応が取られたことから1学期については実施を中止し、2学期からの実施。
- ・当初、全校生徒又は学年を受講単位としていたが、児童生徒を1か所に密集させることは感染症拡大防止の観点から好ましくないため、受講単位を原則として

学級単位等の小規模やリモートでの実施に変更。

- イ 令和2年度実施校数について
    - 小学校高学年（5，6年生）：17校
    - 中学校：8校
    - 県立高等学校（全日制）：6校
    - 県立特別支援学校（知的）：4校
    - 私立学校：1校
- 計36校（80回程度）

③ 性暴力根絶に向けた県民への啓発活動の推進

ア 指針の広報

- ・性暴力根絶に向けた指針について、チラシ等の広報物を作成し広報。

イ 啓発セミナーの実施

- ・新型コロナウイルス感染症の状況をみながら、条例、性暴力根絶に向けた指針を用いた啓発を行うセミナーを開催予定。

II 性暴力被害者支援

① 性暴力被害者支援センター・ふくおかの運営

○ 相談・支援件数

令和元年度の相談・支援件数は、2,759件。平成29年度から高止まりの状況。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	計
電話相談	289	429	1,041	1,244	2,380	2,306	2,502	10,191
直接支援(※)	22	57	155	159	325	250	257	1,225
計	311	486	1,196	1,403	2,705	2,556	2,759	11,416

※直接支援…面接、弁護士による法律相談、医療機関等への付添い等の支援

② 医療費公費支出の拡大

- 被害者の精神的・身体的・経済的負担軽減のため、以下の制度改正を行った。

ア 性感染症や裂傷の治療費

従来、性暴力被害者の性感染症の検査を公費支出対象としていたところ、その治療費までを対象とした。また、裂傷等について、一時的な処置費のみを対象としていたところ、継続的な治療費についても対象とし、公費支出の対象範囲を拡大した。

イ 人工妊娠中絶費用

従来、公費負担制度による緊急避妊薬を投与したにも関わらず妊娠した場合のみ、人工妊娠中絶費用の公費負担対象としていたが、妊娠が分かってから相談につながるケースも対象となるよう、緊急避妊薬投与の条件を外した。

ウ 精神科医療費

福岡県医師会協力のもと、23 の精神科医療機関に協力医療機関としての連携をお願いし、被害者の精神科医療費の公費負担を行っている。

③ 性暴力被害者支援センター・ふくおかの体制強化

近年増加している子どもの相談に対応するため、性暴力被害者支援センター・ふくおかにおいて、令和2年度中に以下の取組を実施。

- ・子どもの性被害の対応に熟練した心理職の配置
- ・遊戯療法（※）のためのプレイセラピールームの設置

※遊びを通して感情や葛藤を表現し、他者との信頼関係を構築したり、自信を回復したりすることで、情緒的な安定を図るもの。

【参考：SNS等インターネットを活用した相談手法の導入】

○ 国（内閣府）における取組について

ア 令和元年度における試行実施

- ・令和元年12月、全国版及び3道府県においてSNS相談を試行実施。

イ 令和2年度における試行実施

- ・令和3年度中からのSNS相談の通年実施に向けた効果的な相談・支援のためのノウハウ等の蓄積を目的とし、全国数団体において、試行実施。
- ・性暴力被害者支援センター・ふくおかも本事業に参画。

III 性暴力加害者対策

① 住所等届出制度の運用

ア 制度周知

- ・福岡県から法務省に対し、全国の刑事施設及び保護観察所の施設内におけるポスター掲示や対象者への制度周知を依頼
- ・県ホームページにおける制度周知
- ・県、国、市町村の広報媒体や新聞広告を活用した制度周知
- ・関係機関へのチラシ等配付による制度周知

イ 届出件数

(人)

	5月	6月	7月	8月	9月	計
届出件数	1	1	1	—	1	4

- ・ 届出の対象罪は4件全て強制わいせつ罪
- ・ 法務省との覚書に基づく刑事施設への届出内容の照会についても実施済
- ・ 刑事施設への照会を経て登録を行った上、相談窓口における支援を案内している。

② 再犯防止対策（加害者相談窓口の運営）

ア 相談窓口の開設

名 称：福岡県性暴力加害者相談窓口

開 設 日：令和2年5月1日

開設時間：平日9：00～17：00

支援体制

- ・ 性暴力加害者対策支援専門員（常勤・精神保健福祉士） 1名
- ・ 性暴力加害者再犯防止カウンセラー（非常勤・臨床心理士） 2名
- ・ 性暴力加害者支援スーパーバイザー（非常勤・臨床心理士） 2名
- ・ 性暴力加害者支援スーパーバイザー（非常勤・精神科医） 1名

イ 相談窓口の周知

- ・ 県ホームページにおける広報
- ・ 県、国、市町村の広報媒体や新聞広告を活用した広報
- ・ 関係機関へのチラシ等配付による広報

ウ 相談受付件数

(実人数)

相談種別	5月	6月	7月	8月	9月	計
強制わいせつ	1	2	2	—	1	6
強制性交等	—	—	—	—	1	1
公然わいせつ	—	1	—	—	—	1
痴漢	—	—	1	1	1	3
盗撮	—	—	—	1	1	2
浮気・不倫	1	—	—	—	—	1
問合せ	1	2	—	1	5	9
その他	—	—	—	—	1	1
計	3	5	3	3	10	24

【参考資料】

性犯罪・性暴力対策の強化の方針（概要）

（令和2年6月11日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）